

■環境整備・グループ活動 共通事項

		問い合わせ	回答
オンライン説明会			
総	1	2月16日は予定があり参加できないのですが、不参加でも申し込みはできますでしょうか。	オンライン事業説明会に参加しなくても応募は可能です。
総	2	アーカイブを後日見ることができますか。	後日、HPに動画がアップされますので、ご覧いただくと幸いです。
応募団体の要件			
総	3	女性グループの活動支援と環境整備、両方に応募できますか。	応募することは可能です。
総	4	個人の農業者は応募可能でしょうか。	個人の方の単独のご応募は、対象としておりません。 なお、複数の経営体で協議会を組成し応募する場合であって、公募要領別表1に定める要件を満たしていればご応募が可能です。(「公募要領」のP9の別表1 注2)
総	5	事業実施主体として単独の農業法人は対象でしょうか。	農業法人は、単独でも応募主体として、ご応募可能です。 「公募要領」のP9の別表1、6番の「民間団体」(注1参照)に該当するため、人数の要件を満たしている場合、対象となります。
総	6	令和2年度農業労働力確保緊急支援事業のうち女性の活躍推進対策や令和3年度女性の就農環境改善緊急対策事業に申請し事業実施した場合、応募はできますか。	今回の申請内容が本事業と同様ではなく、成果目標が別に設定されていれば、本事業に応募することは可能です。ただし、予算を上回る応募があった際には採択の優先順位が下がります。 (例:環境整備に応募された方が、グループ活動に応募される場合にも、補助金の機会を広くご利用いただくために、採択の優先順位を下げさせていただきます。 また、同一農業法人が、複数県でほ場を有する場合、A県で先の過年度事業に採択された場合、今回、B県で申請する場合にも採択の優先順位が下がります。)
審査			
総	7	選定基準はありますか。	選定基準の主なものとして ・各都道府県で1地域取組主体程度を選定 ・各都道府県内から複数の応募があった場合、事業の必要性、広域性、実現性の観点から採点を行い、審査合計得点の高い候補者を優先して選定 などがあります。 選定基準の詳細については、公募要領の別表3にありますのでご覧ください。
スケジュール			
総	8	応募期限が2月28日となっています。その後の事業の進め方について教えてください。 ①公募選定団体の決定時期 ②事業開始時期(いつ頃から開始できるのか) ③事業完了時期	①3月下旬に補助金等交付候補者選定結果通知を予定しています。 ②採択事業者には、交付申請書一式を提出頂きます。金額の精査後、交付決定となり事業を開始いただけます。交付決定日～2024年2月末日までの実施経費が、補助対象となります。 ③2024年2月末日までに事業が終了する必要があります。
補助事業費			
総	9	「補助率は定額」とはどういう意味でしょうか。全額補助となりますか。	上限金額内で、すべてお認めできる経費である場合、全額補助となります。(ただし、別途申請のあった金額については、精査により減額することもあります。)
総	10	「事業実施経費」を出すに際して、見積もりを取得する必要がありますか。	できる限り具体的な根拠に基づき応募いただくため、見積もりに基づいた積算をお願いしています。一方で、応募締め切りまでに見積書が取得できないケースも想定されるため、その場合は、概算で積算いただくこともお認めしています。
総	11	応募申請後に採択され、交付申請書類で事業費を増額することは可能でしょうか。	原則、お認めしていません。
成果目標(女性農業者の新規確保人数)			
総	12	新規確保の女性には、年齢や国籍等の条件はありますか。	ありません。
総	13	事業実施主体に選ばれたあと、新規確保人数の確認はどのように行えばいいですか。	年間30日以上従事したことがわかるものとして、新規対象者への雇用契約・新規対象者への給料支払明細、名簿等をご提出いただけます。
総	14	年間30日以上従事の30日のカウントは8時間換算でしょうか。	勤務時間に関係なく1日のカウントにさせていただいて問題ありません。
総	15	新たな女性就農者の確保について、いつから働いている人がカウントの対象になりますか。	交付決定日後以降の、新規確保人数になります。
総	16	新規確保人数の達成期間は、いつになりますか。	交付決定日から本年度事業を実施いただいた翌年度3月末日までの期間です。
総	17	新規確保人数の目標人数に達成しなかった場合、罰則はありますか。	公募要領P6「女性農業者の新規確保人数について、未達成又は将来の到達が見込めない場合、別途農林水産省より改善計画の提出を求め、必要な調査、指導・助言を行う場合があります。」また、目標と実績に大きく乖離がある場合には、同ページ(3)に記載の「補助金の返還」をお願いする可能性もあります。
事業実施期間			
総	18	事業年度は1年ですか。	交付決定を受けてから、事業年度の2月末日までに、事業終了および実績報告をしていただく必要があります。
書類の書き方、必要書類			
総	19	書類の提出方法を教えてください。	応募フォームでのみ受付しております。(FAX、郵便では受け付けておりません)
総	20	捺印は必要でしょうか。	捺印不要です。
総	21	事業実施計画書の代表者欄に「※協議会の場合」となっているが、民間団体の場合、代表者の記載は必要でしょうか。	農業法人など民間団体提案の場合は、事務局連絡先か代表者欄、どちらかに代表者を明記ください。

総	22	応募団体の概要に関する資料の中の、財務諸表等は決算書のことでしょうか。	決算書などのことです。
その他			
総	23	問い合わせは、どうしたらよいでしょうか。	問い合わせフォームからお願いいたします。回答には2営業日程度頂いております。またこちらの「よくあるQA」をご活用ください。
総	24	本事業は来年度も実施される見込みでしょうか。	本事業は補正事業という位置づけであり、単年で特定の課題に対して急遽、予算を措置するものです。そのため、来年も再来年も予算がつくことをお約束できるものではありません。
総	25	書類の保存期間は何年でしょうか	事業終了後から5年間の保管が義務付けられています。

■環境整備

		問い合わせ	回答
応募方法、要件			
環	1	同一農業法人が、複数県でほ場を有する場合：A県とB県、両方でトイレを作りたいと考えています。A県で1申請、B県でも1申請、2件申請することは可能でしょうか。	それぞれの県で応募可能です。ただ、記載いただく申請書「女性農業者の確保の目標人数」については、それぞれの地域で確保する人数を記載いただく必要があります(単独組織として)。
環	2	同一農業法人が、複数県でほ場を有し、1件のみ申請する場合：「A県で申請して、A県と、B県のほ場それぞれで男女別トイレを作る計画としたい。」施設の設置場所が県をまたいでも問題ないでしょうか。	全国的な組織からの申請も想定しており、問題ありません。(個別の事情がございましたら、お問い合わせください)
環	3	確保する施設等について、利用する女性農業者の人数要件はありますか。	応募時点で、5名以上の女性農業者の利用者がいることが要件になります。応募申請書 3 に利用者の氏名および所属を記載ください。
環	4	20人ぐらい利用者がいる場合、全員の氏名を記載したほうが良いのでしょうか。	利用する女性農業者が5名以上いる場合、利用する方全員の氏名、所属を記載ください。
環	6	高さが調整できる作業台とアシストスーツを導入したいと考えています。何名以上の女性の利用者が必要ですか。	改修する作業台とアシストスーツの女性利用者が、合計5名以上いることが要件になります。公募要領 第4(1)⑤⑥に関しては、設備・道具等を利用する女性の利用者が合計5名以上いることが要件になります。(例えば、高さを調整できる作業台の女性利用者3名、アシストスーツの女性利用者2名 のケースもお認めできます。)
環	7	休憩室とアシストスーツを導入したいと考えています。何名以上の女性の利用者が必要ですか。	休憩スペース、アシストスーツそれぞれについて、5名以上の女性の利用者がいることが要件になります。利用者が重複しても問題ありません。
環	8	(例)トイレの利用者3名、アシストスーツの利用者2名での申請は対象になりますか。	いずれも対象外になります。

設備共通

環	9	環境整備に向けた施設等の確保で今存在する設備の改修・建て替え(老朽化したトイレなど)は対象になりますか。	休憩室などがすでにあるものの、建て替えを必要とする場合は、なぜ建て替えが必要なのか等の理由の明記が必要です。トイレに関しては、改修によって、男女別で使えるようになるものである場合、対象となります。
環	10	既存の設備の解体に伴う廃材等の撤去費用(処分費用)は事業費に乗せられますか。	備品費は、今回の事業で導入する設備の据え付けに必要な費用を想定しているため、既存設備の解体費は対象内ですが、撤去費は基本的には対象外です。
環	11	設備の導入に際して、中古品の購入でも対象になりますか。	対象となります。
環	12	仮設トイレや休憩室など、何年間使用しないといけないなどの期間設定はありますか。(減価償却期間内でも処分可能でしょうか。)	減価償却資産の法定耐用年数に相当する期間は財産処分(※)の制限がかかるため、処分の際は財産処分通知に沿ってマイファームへの申請が必要です。(応募要領 第13(5)に記載)。このため、財産処分をしようとする場合には、必ずあらかじめマイファームへ相談いただきますようお願いいたします。なお、財産処分の内容によっては、国庫補助金の全部又は一部の返還が求められる場合があります。法定耐用年数は、税理士やお住まいの地域の税務署の窓口にご相談ください。 ※財産処分：補助対象資産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。

トイレ

環	13	既存の男女兼用トイレを男性用にし、女性用を新設する形でも対象になりますか。	対象となります。
環	14	男女別トイレの設置する場所は、事務所以外でも可能ですか。	女性農業者の新規確保のために検討されている場所として、権利関係等で問題がなければ、作業場やほ場の近傍等に設置も可能です。
環	15	トイレ設置に必要な合併浄化槽も対象になりますか。	対象となります。
環	16	現在ある和式トイレを洋式トイレに修繕することは認められるのでしょうか。	男女別に使えるようになる場合、対象となります。一方で、既存のトイレを改修するだけでは対象とはなりません。
環	17	女子トイレ、女子更衣室のための改築は対象になりますか。	女子トイレがない場所への女子トイレ新設に伴う改築は対象となります。ただ、既存の女子トイレがあり、改修の場合は対象とはなりません。(今回の事業では、これまで施設がないところへ「男女別トイレの確保」をするものとしているため。)

休憩室、更衣室

環	18	今ある場所を区切って休憩室を設けたりなどを検討していますが、リフォーム代が必要です。対象になりますか。	休憩室確保に必要なリフォーム費用も対象となります。備品費(据え付けにかかる費用)として計上してください。
環	19	休憩所について、ユニットハウス・コンテナハウス・プレハブなどは対象になりますか。	対象となります。

トイレ、休憩室等の土地確保

環	20	ほ場近くに男女別トイレや休憩スペースを設けることを検討しても、内容によっては農地法等の関係(農地転用の必要など)で設置ができないかもしれません。どうしたらよいでしょうか。	地域の農業委員会へお問い合わせください。(地域によって条例が違うなどの場合もあり、事務局では一概に判断しかねるため、申請者自身での確認をお願いしています。)
環	21	これから土地を取得する段階にあるため、土地の測量などまだ始められない段階です。そのため、業者さんへ正式に依頼をしていません。見積もりは業者による正式なものではないでしょうか。	見積もりは、想定される一番可能性の高い案で取得し、添付してください。こちらは見積もりの妥当性を確認するためであり、最終版ではなくても可とします。
環	22	シャワー室単体の設置はOKでしょうか。	対象となります。

その他女性が働きやすい環境整備

環	23	トラクターは対象になりますか。	農林水産省の方針により、対象外となります。
---	----	-----------------	-----------------------

■グループ活動

	問い合わせ	回答
共通		
グ1	すでに取り組んでいる継続事業の活動費を計上してもよいでしょうか。	対象外となります。 今回の事業では、「女性グループ活動の立ち上げ、開始、発展に向けた取り組み」などが対象となります。
グ2	見積もりはネットの画面の写真でも大丈夫でしょうか。	必要に応じて、PDFで内容と金額がわかる画面のスクリーンショットや印刷をご提出ください。
グ3	2024年2月末日までに補助金を使った活動が終わらなかった場合、3月以降に実施してもよいですか。	実施できません。交付決定日～2024年2月末日※までの実施経費が、補助対象となります。 ※各団体で事業完了予定年月日が異なるため、事業完了予定年月日以内に事業が終了する必要があります。
賃金		
グ4	「賃金」について、もう少し詳しく教えてください。	賃金は、取組主体の方々が自組織の活動を行うためのお給料という位置づけではなく、「事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価」(公募要領P10 別表2)です。 グループに所属するメンバー以外の、臨時で雇用される方が本事業に従事し、賃金をお支払いされる場合に、こちらの「賃金」として積算いただきます。
謝金		
グ5	グループ内の人を講師とした場合、謝金はお支払いできますか。	講師がグループ内に所属する方の場合、本事業からの謝金のお支払いは対象外となります。 「事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費」(公募要領P10 別表2)を謝金の定義としており、グループ内で対応できないものに関して外部に依頼した際に発生するものと整理しています。
グ6	旅費・謝金について、応募団体の内規等の定めがなければ、「居住市町の旅費規程に準じて」や「報償費の支給基準に準じて」などの取り扱いが認められますか。	謝金のお支払いに際しては根拠資料が必要となるため、例えば居住市町村、都道府県等の規定に準じて謝金単価設定の上、積算いただければそれで問題ありません。その旨を記述して提出ください。
旅費		
グ7	自家用車での移動がメインとなるため、旅費としてガソリン代を精算したいです。計算はどのようにすればよいですか。	応募申請段階では、概算額を計上してください。
グ8	交通費、宿泊費の基準はありますか。	一般的なルートや市場価格を超える場合には、当手段でないと事業目的が達成されないことを説明でき、かつ事務局がそれを認める場合を除き、補助対象外となります。
備品		
グ9	女性グループの活動支援に際して、「加工機材の導入」は対象になりますか。	「活動支援」であることから、物品購入のみは対象外です。また、グループの活動支援については、備品費は対象外です。(公募要領 別表2) 他方、取組に必要となる消耗品購入(単価5万円以下のもの:税抜)についてはお認めしています。
消耗品費		
グ10	細かな備品(例えば鉛筆やインク、コピー機のトナーなど)は補助対象になりますか。	対象とはなりません。
グ11	ネット経由で消耗品を購入した場合、かかった送料込みの金額で消耗品費に計上してよいでしょうか。それとも送料は通信運搬費に別途計上になりますか。	送料込みで消耗品費に計上してください。
グ12	マルシェでの販促グッズや、SNSでの情報発信のためのグッズ等を計上してもよいでしょうか。	基本的に、本事業に沿ったものであれば問題ありません。ただし、採択後の交付申請書において、各グッズ等の利用目的とそれによる事業成果の説明をしていただく必要があります。それにより事務局が必要だと認めるものに限って、補助対象とします。(お認めしている例:ファンづくりのための活動参加用ノベルティ、マルシェで商品の統一性を持たせることでブランド価値を上げるためのグループロゴの入ったステッカー作成等)
役務費		
グ13	チラシのデザインをメンバーに依頼する場合、役務費として計上可能でしょうか。	賃金同様、グループに所属するメンバーの労働に対する対価の支払いは、対象外となります。